

第 2 0 0 回 組 合 会 会 議 録

1. 開催日時 令和6年12月3日(火) 午後2時
2. 開催場所 水戸市笠原町978番26
茨城県市町村会館 大会議室
3. 日 程 「第200回組合会議案」次第のとおり
4. 議 題
 - (1) 報告第1号 令和6年度上半期業務監査の結果について
 - (2) 選 第 1 号 理事の選挙について
 - (3) 選 第 2 号 理事長の選挙について（理事長職務代理者の指定）
 - (4) 選 第 3 号 全国市町村職員共済組合連合会の職員側総会議員を選出する代議員の選挙について
 - (5) 選 第 4 号 監事（学識経験者である監事を除く。）の選挙について
 - (6) 選 第 5 号 学識経験者である監事の選挙について
 - (7) 選 第 6 号 茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会の委員の選任について
 - (8) 議案第1号 茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正(案)について
 - (9) その他
5. 出席議員の氏名
(長側議員：4名)
 6. 先 崎 光
 7. 木 村 敏 文
 8. 上遠野 修
 10. 野 村 勇
(職員側議員：10名)
 11. 鈴木 智子
 12. 浅野 進太朗
 13. 菅谷 賢一
 14. 坂本 武蔵
 15. 古渡 秀和
 16. 岩瀬 祐一
 17. 山崎 隆博
 18. 作田 友貴
 19. 廣江 良之
 20. 石塚 政弘
6. 地方公務員等共済組合法施行令第13条及び本組合定款第21条の規定に基づき、本会議に出席したものとみなされる議員及び代理人の氏名

(委任した議員)

1. 萩原 勇
2. 宮田 達夫
3. 沼田 和利
4. 大谷 明
5. 鈴木 定幸
9. 野澤 良治

(委任を受けた議員)

7. 木村 敏文

7. 会 議

(1) 開 会

矢野総務課長

それでは、ただいまより第200回組合会を開催いたします。

本日の組合会でございますが、改選後、初めての組合会でございますので、地方公務員等共済組合法第12条第1項及び第14条第3項の規定に基づきまして、坂東市の木村市長さんが、理事長職務執行者として、議長に当たることとなりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、木村市長さんにご挨拶を頂戴いたします。よろしく願いいたします。

(時に、午後2時)

(2) 理事長職務執行者あいさつ

木村理事長
職務執行者

ただいまご紹介いただきました坂東市長の木村でございます。

理事長職務執行者ということで、ご指名をいただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、第200回という節目の組合会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中、皆様には万障お繰り合わせのうえ、ご出席をいただきましたこと厚く御礼申しあげます。

なお、先般、組合会議員の任期満了に伴います選挙が行われ、新たに議員となられた方と再選をされた方がおられますが、皆様方には、今後2年間にわたりまして、公務を遂行する中で、組合会議員としての活動をお願いいたしますこととなり、大変なご苦勞が伴うかと存じますが、組合員とそのご家族のため、共済組合の事業が健全に運営されま

すよう、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の組合会は、お手元にお配りいたしております議案のとおり、報告が 1 件と共済組合の理事及び理事長の選任、並びに監事の選任など役員選挙、さらに議案といたしまして、「本組合組合員貸付規則の一部改正（案）」について、ご審議をいただくことになっております。

本日は、改選後、初めての組合会のため、新理事長が決まるまでの間、私が議長職務を行うこととされておりますので、これらの選挙が円滑に進められますよう何分のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

矢野総務課長

ありがとうございました。それでは、木村市長さん、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(3) 組合会議員の紹介

議長

それでは、皆様方のご協力を頂戴しまして、暫時、議事を執らせていただきます。

次第に従いまして、順次進めてまいります。

まず「組合会議員の紹介」でございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、改選後、初めての組合会でございますので、本日ご出席の議員のお名前を読み上げまして、ご紹介申し上げます。その場でご起立をお願いできればと思います。

まず、長側でございます。

那珂市の先崎市長さん。

(出席名簿順に、出席議員より自己紹介あり。)

以上でございます。

次に、ここに同席いたしております事務局職員の紹介を事務局長よりお願いいたします。

(太田事務局長から事務局職員の紹介あり。)

(4) 議席の決定

議長

それでは、これより「議席の決定」に移ります。

議席番号は組合会会議規則第 3 条の規定により、議長が定めることになっております。

議席番号について、事務局の方から発表をお願いします。

(太田事務局長が「組合会議員名簿」順に議席番号を発表。)

(5) 出席・欠席議員の報告

議 長

次に、「出席・欠席議員の報告」でございます。

長側議員は、定数 10 名中、出席者 4 名、委任状を提出したことによりまして出席とみなされる者 6 名の計 10 名、職員側議員は、定数 10 名中、出席者 10 名でございます。それぞれ、定足数に達しておりますので、第 200 回組合会は成立いたしておりますことを、ご報告申し上げます。

(6) 議案説明員の報告及び会議書記の指名

議 長

次に、「議案説明員の報告及び会議書記の指名」でございますが、議案説明員として、太田事務局長ほか管理職 5 名、会議書記に、柘植係長を指名いたします。

(7) 会議録署名議員の選任

議 長

次に、「会議録署名議員の選任」ですが、選任の方法は、組合会会議規則第 18 条により、議長が指名することとされております。

長側議員は、議席番号 8 番 上遠野議員、職員側議員は、議席番号 13 番 菅谷議員のお二人を、会議録署名議員に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

(8) 会 議

議 長

それでは、議事に入ります。

報告第 1 号「令和 6 年度上半期業務監査の結果について」、前監事の古渡議員さんよりご報告をお願いいたします。

15 番古渡議員

行方市の古渡でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料の 1 ページと 2 ページの方に監査報告書ということで記載されております。2 ページの方をお開きいただきながら監査報告させていただければと思います。組合定款第 43 条の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり報告させていただきます。

1、監査年月日、令和 6 年 11 月 15 日。

2、監査の対象となった期間、令和6年4月1日から令和6年9月30日まで。

3、監査事項については、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの各経理の財産の管理運用、並びに関係帳簿及び証拠書類の内容確認をいたしました。

4、監査の結果の概況及び意見については、各経理とも法令に基づいて執行され、証ひょう書類も完備しており、令和6年度上半期の経理処理は適正であると認めております。

5、出納職員に対して直接注意した事項については、特にありません。監事、鈴木 定幸、小谷 隆亮、そして、私、古渡 秀和となります。

以上、ご報告させていただきます。

議 長

ありがとうございました。監査結果につきましては、報告のみとなります。

次に、選第1号「理事の選挙について」、選第3号「全国市町村職員共済組合連合会の職員側総会議員を選出する代議員の選挙について」、選第4号「監事（学識経験者である監事を除く。）の選挙について」、及び選第6号「茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会の委員の選任について」までを一括して事務局の説明を求めます。

（選挙方法について、太田事務局長より説明あり。内容省略。）

議 長

ただいま、事務局より一括して説明がありましたが、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご質問は無いようでございますので、これから選考に入っていただきます。

長側の議員さんは、この場所をお願いいたします。職員側の議員さんは別室で、それぞれ選考をお願いいたします。

それまで、暫時休憩といたします。

（休 憩）

議 長

それでは、休憩をとくまして再開をいたします。

選考の結果につきまして、長側議員及び職員側議員のそれぞれの代表の方から、ご報告をお願いします。

それでは、長側の議員さんから、選第1号、選第4号及び選第6号について、選考結果をご報告願います。

6 番先崎議員

それでは、長側議員の選考結果につきまして、ご報告いたします。

選第 1 号「理事の選挙」につきましては、6 番 那珂市 先崎 光で
ございます。7 番 木村市長さん、9 番 野澤町長さんを選考いたしま
した。

選第 4 号「監事の選挙」については、5 番 鈴木市長さんを選考い
たしました。

選第 6 号の保養所運営委員については、5 番 鈴木市長さん、6 番
先崎、7 番 木村市長さん、9 番 野澤町長さん、10 番 野村町長さ
んを選考いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、職員側議員の代表の方から選第 1 号、選第 3 号、選第 4
号及び選第 6 号につきまして、選考結果のご報告をお願いします。

1 5 番古渡議員

職員側議員の選考結果につきまして、ご報告いたします。

選第 1 号「理事の選挙」については、11 番 鈴木議員、15 番
私、古渡、19 番 廣江議員を選考いたしました。

選第 3 号につきましては、15 番 私、古渡を職員側代表理事とし
て選考いたしました。

選第 4 号「監事の選挙」につきましては、12 番 浅野議員を選考
いたしました。

選第 6 号「保養所運営委員」については、11 番 鈴木議員、12
番 浅野議員、15 番 私、古渡、18 番 作田議員、19 番 廣江議員
を選考いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、選第 1 号、選第 3 号、選第 4 号及び選第 6 号について、
長側議員及び職員側議員の代表の方から、選出結果のご報告をいただ
きました。本件につきまして、一括して承認を求めたいと思います。

選第 1 号、選第 3 号、選第 4 号及び選第 6 号について、承認するこ
とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議無しということでございますので、ただいまのご報告のとおり
承認いたします。選出されました議員さんにつきましては、どうぞよ
ろしく願いいたします。

続きまして、選第 2 号「理事長の選挙について」、事務局の説明を

求めます。

議 長

(選挙方法について、太田事務局長より説明あり。内容省略。)
それでは、ただいまの事務局説明にご質問があればお願いします。
ご質問は無いようです。それでは、これから理事の皆様は別室にお
きまして選考をお願いいたします。
暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、休憩をときまして再開いたします。
選考の結果につきまして、理事の代表の方からご報告をお願いいた
します。

15番古渡議員

選第2号「理事長の選挙」でございますが、木村市長さんに理事長
をお願いすることになりました。

以上、ご報告させていただきます。

議 長

ありがとうございました。理事の皆様からご推挙いただきまして、
引き続き理事長の職を仰せつかることとなりました。どうぞよろしく
お願いいたします。

次に、選第2号にあります「理事長職務代理者の指定」ございま
すが、私からの指定になります。那珂市長の先崎市長さんを、理事長
職務代理者に指名させていただきますのでご承認をお願いいたしま
す。

次に選第5号「学識経験者である監事の選挙について」について、
事務局から説明願います。

(選挙方法について、太田事務局長より説明あり。内容省略。)

議 長

ただいま、選第5号「学識経験者である監事の選挙について」事務
局から説明がありましたが、大変恐縮でございますが、私から提案さ
せていただきます。ただいま資料をお渡しいたします。

(事務局職員が資料を配付)

議 長

お配りいたしました略歴にございますが、大洗町の前町長さんで、
共済組合理事長を経験されており、前期も共済組合監事を務めていた
だきました、小谷 隆亮さんをご推薦申し上げたいと思います。いか
がでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議なしということでございます。小谷 隆亮さんを学識経験者監
事としてご承認いただいたものといたします。

太田事務局長

続きまして、議案第 1 号「茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正(案)」について、事務局の説明を求めます。

それでは、10 ページになります。(8) 議案第 1 号、茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正案についてでございます。

茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部を次のとおり改正することについて、組合会の議決を求めるものでございます。本日提出、理事長でございます。

11 ページをご覧ください。「改正条文」を記載してありまして、下段の附則において公告日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用としてございます。

ページをおめくりいただきまして、12 ページと 13 ページは、「新旧対照表」でございます。後ほどご高覧願います。

さらにページをおめくりいただきまして、14 ページの「改正理由」をご覧ください。

本改正は、2 つございまして、第 5 条関係と第 7 条関係となっております。

まず、第 5 条関係でございますが、改正理由をご覧くださいますと、「総務省が定める共済組合貸付規則(準則)の一部が改正される法令番号の追加予定であることから、準則に先行して本組合組合員貸付規則の一部を改正するものである。」とあります。

お手数をお掛けしますが、ページをお戻りいただきまして、新旧対照表でご確認いただきたく存じます。

右が改正前で、左が改正後になりまして、第 5 条に下線部分がございます。ここが改正部分でございます。

左の改正後において、地方公務員法の後に法令番号下線部分の「昭和 25 年法律第 261 号」が追加になったものでございます。

この追加が第 5 条関係の改正部分でございます。

また、お手数をお掛けしますが、改めてページをおめくりいただきまして、14 ページの改正理由にうつります。

第 7 条関係でございます。改正理由を読みあげますと、令和 5 年度財政再計算の結果、令和 6 年 10 月以降、地方公務員等共済組合法第 77 条第 4 項に規定する基準利率には積立剰余を財源とした加算(0.08%)がされているが、当該加算は年金積立金の運用の一環として確保する必要のある率とは関係のないものであることから、貸

付利率の設定に当該加算を考慮しないように改正するものであります。

少し補足しますと、改正理由に記載のある基準利率でございますが、平成 27 年 10 月 1 日に被用者年金一元化法が施行され、職域年金部分が廃止となったことにより、新設された退職等年金給付を算出する際に用いるのがこの基準利率であります。

そして、この基準利率は、10 年国債の募集利回りにより算出されており、いわゆる市中金利に連動しております。

なお、共済組合が行っております組合員への貸付金の貸付利率については、この「基準利率」を基に定めることになっています。

貸付規則においては、基準利率が 1 % 以下の場合、組合員への貸付利率は年 1.26 % と規定されており、その後は 0.5 % ごとに段階的に引上げられていきます。

このように、貸付利率も「基準利率」を基準とするため、市中金利に連動することになります。

なお、参考までに令和 5 年 10 月から令和 6 年 9 月までの基準利率は 0.07 % であったため、1 % 以下であることから年 1.26 % の貸付利率となっています。

改正理由に記載してありますように、令和 5 年度財政再計算の結果、令和 6 年 10 月以降、この基準利率には、市中金利から算出した基準利率の他に、年金の積立剰余を財源とした率、0.08 % が加算されることになりました。現在、0.18 % に 0.08 % 加算した、0.26 % となっております。

当該加算 0.08 % は年金を算出する際に加算する積立剰余の率であることから、市中金利とは関係ないものであります。

そのため、貸付利率の設定については、これまでどおりとし、当該加算 0.08 % 加算されないように改正するものであります。

議案第 1 号、「茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正について」は以上でございます。

よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、議案第 1 号について、事務局より説明がありましたが、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

無いようですので、議案第 1 号について、承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

「異議なし」を認め、議案第 1 号「茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正(案)」について、原案のとおり議決いたします。

次に「その他」について、事務局から報告いたします。

矢野総務課長

(行事予定の報告。内容省略。)

飯田次長

大洗鷗松亭風俗営業法に係る役員変更届について報告いたします。

大洗鷗松亭のリニューアルオープンに伴い各種届出について確認したところ、風俗営業法において、本日の役員改選結果を踏まえた届出を行うこととなります。

届出が必要となるのは理事及び監事の方でございます。

詳細につきましては、後日、当組合から変更にかかる文書をお送りいたしますので、内容をご確認のうえ、届出のご協力をお願いいたします。

なお、届出には各個人の住民票、身分証明書、誓約書が必要となりますが、住民票等の交付費用は当組合で負担いたしますので、恐れ入りますが、一旦お支払いのうえ、領収書を保管いただきますようお願いいたします。

その他の報告については以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま「その他」について、事務局より報告がありましたが、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(9) 閉 会

議 長

特に無いようであれば、第 200 回組合会を閉会いたします。

皆様には、本組合会の円滑な進行にご協力いただき、感謝を申し上げます。

また、今後の組合運営につきましても、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(時に、午後 2 時 57 分)

以上は、会議の顛末を記載したものであるが、その記載が正確であることを証するためここに署名する。

令和 6 年 12 月 24 日

議 長

木村敏文

署名議員

上遠野修

署名議員

菅谷賢一